

川崎市保育士資格取得支援事業実施要綱

30川こ子推第152号

平成30年10月15日市長決裁

(目的及び実施主体)

第1条 この要綱は、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「確保事業実施通知」という。）に定める保育士資格取得支援事業を実施することにより、保育士資格の取得を促進し、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づいて行う事業は、第3条各号に定めるとおりとし、各事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。

(補助金の交付)

第2条 第3条各号に定める事業による補助金の交付は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及びこの要綱の規定に基づいて行うものとする。

(事業の内容)

第3条 この要綱に基づいて実施する事業は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 第5条第1号に定める認可外保育施設において現に雇用される保育士資格を有しない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づいて都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間又は昼間定時制のいずれであるかを問わない。以下「養成施設」という。）の保育士養成課程を修了して保育士資格を取得した際の当該養成施設の受講料等及び受講する認可外対象者の代替に伴う雇上費を補助する事業をいい、認可外対象者が幼稚園教諭免許状の保有者である場合の養成施設の受講料等については、次の各号の対象者の区分に応じて補助するものとする。

ア 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の8に定める特例対象者（以下「特例対象者」という。）に該当する場合は、試験実施通知別表の②及び③に定める教科目を養成施設で受講することによって保育士資格を取得した際の当該教科目の受講料等

イ 特例対象者に該当しない場合は、試験実施通知別表の①に定める教科目を養成施設で受講することによって保育士資格を取得した際の当該教科目の受講に要した受講料等

(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 第5条第1号及び第3号に定める認可外保育施設又は保育所等（以下「補助事業対象施設」という。）において雇用される者であるか否かにかかわらず、特例対象者に該当する者（以下「幼免対象者」という。）であって、試験実施通知別表の②及び③に定める教科目を養成施設で受講することによって保育士資格を取得した者が、補助事業対象施設において保育士又は保育教諭の業務に就いたとき、当該教科目の受講料等を補助する事業。

(3) 保育所等保育士資格取得支援事業 第5条第3号に定める保育所等において現に雇用される、保育士資格を有しない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が、養成施設の保育士養成課程を修了して保育士資格を取得した際の当該養成施設の受講料等を補助する事業をいい、保育所等対象者が幼稚園教諭免許状の保有者である場合の受講料等については、次の各号の対象者の区分に応じて補助するものとする。

ア 特例対象者に該当する場合は、試験実施通知別表の②及び③に定める教科目を養成施設で受講することによって保育士資格を取得した際の当該教科目の受講料等

イ 特例対象者に該当しない場合は、試験実施通知別表の①に定める教科目を養成施設で受講することによって保育士資格を取得した際の当該教科目の受講に要した受講料等

（事業実施の要件等）

第4条 幼免対象者に係る補助は、対象者がそれぞれ、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないうで卒業した者であって、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目に相当する教科目を養成施設において履修し、同規則第6条の11の2の規定による保育士試験科目の全部免除を受けて保育士資格を取得する場合についても対象とする。

2 前条に定める各事業において、補助金の交付の根拠となる者が、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203号厚生労働事務次官通知）に定める保育士修学資金貸付事業、確保事業実施通知に定める保育士試験による資格取得支援事業に基づく補助金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に定める教育訓練給付等、この要綱に定める事業と同趣旨の事業による貸付又は助成等を受けている場合は、対象とならない。

（補助金の交付の対象者）

第5条 第3条各号の事業による補助金の交付の対象となる者は、事業ごとに、次の各号に定める者（補助事業対象施設にあっては、市内に住所を有する者に限る。）であって、補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）とする。ただし、交付希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するときは、この限りでない。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号及び同条第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるものが構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、同法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15

第2項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容と同等以上の基準を満たしていると市長が認める施設

(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 幼免対象者（補助金の交付の申請にあたっては、補助事業対象施設において勤務を開始した後に行うことができるものとする。）

(3) 保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 認定こども園への移行を予定する幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

2 交付希望者は、第11条に規定する補助金の交付の申請に当たっては、補助金の交付の根拠となる者が、補助事業対象施設において1年以上、保育士又は保育教諭の業務に従事することを誓約しなければならない。

（受講料等に係る補助金の対象経費の範囲）

第6条 第3条各号の事業による補助金のうち、養成施設の受講料等に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「受講料等補助対象経費」という。）については、交付希望者が養成施設の受講に際して当該養成施設に対して支払った経費のうち、次の各号に定めるものとする。

(1) 入学料（入学金又は併願登録料を含む。）

(2) 受講料（面接授業料を含む。）

(3) 教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材の費用を含む。）

(4) 前各号に係る消費税相当額

（受講料等に係る補助金の対象外経費）

第7条 次の各号に掲げるものは、受講料補助対象経費としない。

(1) 検定試験の受講料

(2) 受講に際して指定されていない補助教材費

(3) 補講費

(4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用

(5) 養成施設が実施する各種行事への参加に係る費用

(6) 学債の購入費その他交付希望者に対して将来返還が予定される費用

(7) 受講のための交通費

(8) パソコン、タブレット端末等の器材購入に要した費用

（事業実施計画書の提出）

第8条 交付希望者は、第3条各号に定める事業の利用を希望するときは、川崎市保育士資格取得支援事業実施計画書（第1号様式。以下「実施計画書」という。）に次の各号に掲げる確認資料を添付し、補助金の交付の根拠となる者が養成施設の受講を開始した日の属する年度中に、市長に提出

しなければならない。ただし、幼免対象者については、第1号に定める雇用証明書等の提出を要さない。

- (1) 第3条各号に定める事業において、補助金の交付の根拠となる者が、補助事業対象施設において現に勤務していることを証明する雇用証明書等
 - (2) 補助金の交付の根拠となる者について、養成施設の長等が発行する当該養成施設の在学証明書（在学開始前である場合は合格通知書等）
- 2 前項に規定する養成施設の受講を開始した日とは、補助の根拠となる者が養成施設に入学した日又は養成施設から受講許可を得た日のうち、いずれか早い日とする。

（実施計画書等の審査）

第9条 市長は、交付希望者から前条に定める実施計画書等の提出があったときは、提出された内容を審査し、必要に応じて、交付希望者に対して補足資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、交付希望者が暴力団等に該当しないことを確認するため、交付希望者の同意を得て、神奈川県警察本部長に対して照会できる。

（実施計画の承認等）

第10条 市長は、提出された実施計画書等の内容について審査し、その内容が第3条各号に定める事業の要件を満たすものであると認めるときは、川崎市保育士資格取得支援事業計画承認通知書（第2号様式）により交付希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査した結果、実施計画書等の内容が第3条各号に定める事業の要件を満たさないものと認めるとき又は事業の利用について不適切な事実その他利用を妨げる事実を認めるときは、原則として理由を付し、川崎市保育士資格取得支援事業計画不承認通知書（第3号様式）により交付希望者に通知するものとする。
- 3 交付希望者は、実施計画書の提出後であっても、川崎市保育士資格取得支援事業実施辞退届（第4号様式）の提出により、事業の利用を辞退することができる。

（補助金の交付の申請）

第11条 交付希望者は、補助金の交付の根拠となる者が保育士証の交付を受け、補助事業対象施設において保育士又は保育教諭の業務に就いたときは、原則として当該業務を開始した日の属する月の末日までに、川崎市保育士資格取得支援事業完了報告書（第5号様式。以下「完了報告書」という。）に次の各号に掲げる確認資料を添付して市長に提出することにより、補助金の交付の申請を行うことができる。ただし、補助金の交付の根拠となる者が、当該施設において引き続き1年以上保育士又は保育教諭の業務に就かないことが明らかである場合は、補助金の交付の申請を行うことができない。

- (1) 補助金の交付の根拠となる者の保育士証の写し
- (2) 補助金の交付の根拠となる者が、保育士証の交付を受けた後、補助事業対象施設において、保育士又は保育教諭としての勤務が決定した事実を確認できる書類
- (3) 養成施設の長等が発行する対象経費に係る領収書等（以下「領収書等」という。養成施設の受講料等補助の場合に限る。）

(4) 代替保育士等が補助事業対象施設において勤務していたことが確認できる書類（代替職員に係る雇上費補助の場合に限る。）

(5) 誓約書（第6号様式）

2 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて、交付希望者に対して補足資料の提出を求めることができる。

（補助金の交付の申請手続きに係る留意事項）

第12条 交付希望者は、養成施設の受講料等補助に係る完了報告書の提出に当たっては、特段の事由がない限り、領収書等の原本を添付して提出するものとし、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 領収書等は、対象経費について、養成施設の長等が交付希望者を名宛人として発行した領収書（交付希望者が養成施設に対して振込を行った事実を金融機関が証明した書類（以下「振込証明書」という。）を含む。）を原則とし、クレジット会社を介して支払いを行う契約を行った場合は、当該クレジット契約における証明書（クレジット伝票の控えに必要な事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書等は、次の事項が記載されていることとし、記載内容に不備があるもの又は訂正箇所があるものであって養成施設による訂正印のないものは無効とする。

ア 養成施設の名称

イ 支払者の氏名

ウ 領収額又はクレジット契約額

エ 領収額の内訳

オ 領収日又はクレジット契約日

カ 領収印

2 市長は、領収書等について必要な確認を終えた後は、これを複写した上で、原本を交付希望者に返却するものとする。

3 第3条第1号及び第3号に定める事業については、原則として、補助事業対象施設が対象経費を負担することを補助金交付の要件とする。ただし、補助事業対象施設と補助金の交付の根拠となる者が協議し、双方の同意により、補助金の交付の根拠となる者が対象経費を負担することとしたときは、事業の要件を満たすものとする。この場合において、第1項第1号中「交付希望者を名宛人として」とあるのは、「補助金の交付の根拠となる者を名宛人として」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の額の算定方法）

第13条 市長は、別表に定める基準額の範囲において補助金の交付ができるものとし、交付の額の算定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 交付希望者が、対象経費を一括払いした場合又は分割払いした場合のいずれにおいても、当人が支払った費用として養成施設の長等が証明する額又は養成施設に対して振込を行った事実を金融機関が証明した額を算定の対象とすること。

(2) 算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて算定すること。

(3) クレジット会社を介して支払う契約を行った場合のクレジット会社に支払う手数料（金利）に

については、対象経費に算入しないこと。

- (4) 完了報告書等の提出時点で養成施設に対して支払いを終えていない経費は、対象経費に算入しないこと。

(補助金の交付の決定)

第14条 市長は、申請内容について必要な審査等を行い、その内容が第3条各号に定める事業の要件を満たすものであることを確認し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲において補助金の交付を決定し、川崎市保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により交付希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の申請について不適切な事実を認めたときその他補助金の交付を妨げる事実を認めたときは、原則としてその理由を付し、川崎市保育士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（第8号様式）により、交付希望者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第15条 前条第1項に基づく補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長に対し、指定口座情報を記載した請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、原則として請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

- 3 交付決定者は、補助金交付の決定の内容に不服があるときは、当該決定があったことを知った日から10日以内に、川崎市保育士資格取得支援事業補助金申請取下書（第9号様式）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

(勤務継続の報告等)

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、補助金の交付の根拠となる者が補助事業対象施設において保育士又は保育教諭の業務を開始後1年を経過したときは、勤務継続証明書（第10号様式）に勤務先施設長の証明を受けた上、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、勤務継続証明書に記載の事実に疑義がある場合又は同証明書の提出がない場合は、補助金の交付の根拠となる者が勤務する施設の代表者等に対し、勤務実態等について照会できるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが明らかになったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を完了しているときは、期限を定めて、補助金受領者にその返還を求めるものとする。

2 市長は、第16条に基づく報告を受け又は照会を行い、補助金の交付の根拠となる者が、補助事業対象施設において1年以上保育士又は保育教諭の業務に従事しなかった事実を認めたときは、交付した補助金の全部又は一部について、補助金受領者に対して返還を求めることができる。ただし、補助の根拠となる者が勤務を継続しなかった理由が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助金を返還させないものとする。

- (1) 勤務を継続しなかった事由が、補助金受領者又は補助金の交付の根拠となる者の責めに帰すべきものでない場合
- (2) 勤務を継続しなかった事由が、補助金の交付の根拠となる者の疾病その他、やむをえないものと認められる場合

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助金受領者(第3条第2号に規定する事業による補助金を受けた者を除く。以下同じ。)は、補助金の受領後、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助金受領者は、前項の仕入控除税額から補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を市に返還するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(補助金の交付の申請に関する経過措置)

2 平成30年度の補助金の交付の申請期限は、第11条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表(第13条関係)

種目	【交付要件】 ○補助の根拠となる者が平成30年4月1日以降に養成施設の受講を開始するものに限る。			
	【対象経費】 ○実施要綱第3条、第4条、第6条及び第7条の規定による。			
	【補助金額及び補助率】 ○補助金額の上限は下記のとおりとする。 ○養成施設の受講に要した費用については、費用総額の1/2までとする。			
	補助金額の上限			
	指定保育士養成施設の受講に要した費用			代替保育士等 雇上費補助額
	養成施設卒業による 保育士資格取得	試験実施通知別表 ②及び③による 保育士資格取得	試験実施通知別表 ①による 保育士資格取得	
1 認可外保育施設保育士資格 取得支援事業	30万円	10万円	20万円	7,210円 (1人1日あたり)
2 幼稚園教諭免許状を有する 者の保育士資格取得支援事業		10万円		
3 保育所等保育士資格取得支 援事業	30万円	10万円	20万円	